施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満であって、これらの者が有する資産の合計額が五千万円未満である場合に限る。）

七　前項第七号に該当する者　公示対象学部等に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第四号に定める額に該当することとなったとき。

八　前項第八号に該当する者　第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等の設置者に提出したとき。

九　前項第九号に該当する者　届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等の設置者に届け出たとき。

十　前項第十号に該当する者　減免認定又は減免変更認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

3　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、当該授業料等減免対象者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

一　第一項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止されたとき。

二　前項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されたとき。

七　前項第七号に該当する者　公示対象学部等に在学することとなったとき（施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満である場合に限る。）又は適格認定における収入額・資産額等の判定の結果、授業料等減免対象者及びその生計維持者に係る直近の減免額算定基準額及び資産の合計額がそれぞれ第十条第二項第三号イ及びロに定める額に該当することとなったとき。

八　前項第八号に該当する者　第十三条第三項の規定による書類をその在学する確認大学等に提出したとき。

九　前項第九号に該当する者　届出事項（第十四条の二に規定する事項をいう。）をその在学する確認大学等に届け出たとき。

十　前項第十号に該当する者　授業料等減免対象者としての認定の効力の停止の解除について、授業料等減免対象者から申出があったとき。

3　確認大学等の設置者は、授業料等減免対象者が次の各号に該当するときは、その者及び機構に対し、その旨を通知するものとする。

一　第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止されたとき。

二　前項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたとき。

4　第一項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力が停止され、又は第二項の規定により減免認定又は減免変更認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。

5　［略］

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　選考対象者（法第四条第一項第二号の認定事由に該当する者として減免認定を受けようとする者に限る。第三号及び第四号において同じ。）若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に減免認定又は減免変更認定を受けている学生等にあっては、授業料減免の額を変更すること）が必要となった場合

三　［略］

四　選考対象者又は授業料等減免対象者が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の学部等に限る。）に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であって、施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。

4　第一項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力が停止され、又は第二項の規定により授業料等減免対象者としての認定の効力の停止が解除されたときは、当該停止又はその解除の日の前日の属する月の翌月から、授業料減免を停止又は再開するものとする。

5　［同上］

（国内に住所を有しない者等に係る減免額算定基準額の算定）

第十九条　施行令第二条第二項ただし書の文部科学省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一　選考対象者若しくは授業料等減免対象者又はその生計維持者が施行令第二条第二項ただし書に規定する市町村民税の所得割の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない場合

二　生計維持者の死亡、災害その他の予期しなかった事由が生じたことにより緊急に授業料等減免を受けること（既に授業料等減免対象者としての認定を受けている学生等にあっては、授業料減免の額を変更すること）が必要となった場合

三　［同上］

四　選考対象者又は授業料等減免対象者（第十条第五項に規定する多子世帯における生計維持者の扶養親族を除く。）が、公示対象学部等（大学（短期大学を除く。）又は高等専門学校の学部等に限る。）に在学する者（通信による教育を受ける者を除く。）である場合であって、施行令第二条第二項本文に規定する方法によって算定した額が五万千三百円以上十五万四千五百円未満であるとき。